

## 口座振替済通知書の振替年月日の記載誤りについて

2024年3月13日  
郡山市上下水道局  
お客様サービス課  
課長 三瓶 浩  
TEL：932-7681

水道料金及び下水道等使用料を口座振替で納付している方へ郵送した「口座振替済通知書」の振替年月日に記載誤りが判明しました。

「口座振替済通知書」は、水道使用者等が検針結果書類の送付を、水道使用住所とは別の送付先を希望する場合などに発行する「検針結果連絡票」に併記しているもので、口座振替納付者の一部へ送付しています。

## 1 内容

口座振替後に発行する「口座振替済通知書」に記載の「振替年月日」について、再振替の日付けを誤った年月日で記載印字し、「口座振替済通知書」を郵送していた。※2か月毎に郵送

なお、金額その他の項目に記載誤りはありません。

①対象者 令和5年9月20日から令和6年1月22日までに行った口座振替の再振替となった方のうち、「検針結果連絡票」を送付している方

②件数 19件（18名）

### 【口座振替について】

- ・原則、検針月の末日。振替出来なかった場合は、翌月の20日に再振替。

## 2 経緯

3月4日 お客様サービスセンターの発行確認作業において誤りが判明  
システム運用事業者に原因調査を指示

3月6日 システム運用事業者から調査結果報告あり

## 3 原因

令和5年9月に水道料金システムの改修を行った際に、改修を受託したシステム運用事業者による振替年月日の記載印字に関するプログラムの設定が誤ったまま「口座振替済通知書」が作成された。

## 4 対応

システム運用事業者にプログラム変更を指示するとともに、対象者には、3月11日までに電話によりお詫びし、後日、正しい内容の「口座振替済通知書」を再発行する旨説明しました。

## 5 再発防止策

今後は、システム運用事業者に再発防止の徹底を指導するとともに、システム改修時の改修内容の検証及び文書発行時における市、システム運用事業者、お客様サービスセンターとの相互のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。